

標題:

ホンコン籍船の消火装置等の定期的な点検・保守・試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0436

発行日 2002 年 2 月 25 日

各位

今般、ホンコン政府から、消火装置等の定期的な点検・保守・試験の要件について、下記のとおり、通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 消火器

- (1) 消火器は Competent person により毎年検査を受ける必要がある。この場合の Competent person とは本船の Senior Deck Officer 及び Engineer Officer として差し支えない。
- (2) 各消火器には検査を受けたことを示す標識を付ける。
- (3) 恒久的に加圧されている消火器の貯蔵容器並びに加圧されていない消火器の起動用ガス貯蔵容器に対して 10 年毎に水圧試験を行う。また加圧されていない消火器の貯蔵容器についても 10 年毎に水圧試験を行う。

2. 圧縮空気作動式呼吸具用空気シリンダー

軽量タイプ以外の圧縮空気作動式呼吸具用空気シリンダーの水圧試験は5年を超えない間隔で行う。また軽量タイプの水圧試験は製造後3年を超えない時期に行い、それ以降は2年間隔で行う。

3. 全閉型救命艇の空気自給装置用貯蔵容器

全閉型救命艇内に備えられる空気自給装置用の貯蔵容器に対して、5 年を超えない間隔で内部検査、外観検査及び水圧試験を行う。

4. 泡消火装置

船上に備えられる泡濃縮液の有効性の確認は 3 年後に行い、それ以降は毎年行う。この泡濃縮液の製造年月日及びそれ以降の有効性の確認についての記録を本船に保管する。

5. 固定式消火装置

- (1) 固定式消火装置の各 CO₂ 及びハロン貯蔵容器は製造後 10 年で水圧試験を行う。しかしながら、Competent person により 12 ヶ月毎に詳細な外観検査を行うことを条件にそれを 20 年に延長できる。
- (2) 上記(1)でいう詳細な外観検査には、物理的な損傷、過度な腐食及びガス内容物の損失量の確認並びにそれらの結果の適切な記録が含まれる。更に、残存ガス量が表示の 90% 以下に減じている場合、検査・水圧試験を行い再充填する必要がある。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: +81-3-5226-2027 / 2028

Fax: +81-3-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

* * * * *

VOID